

人材紹介契約書

株式会社〇〇〇〇(以下「甲」という)とアッシュワールド株式会社(以下「乙」という)とは、人材紹介サービス(以下「サービス」という)の利用に関し、以下の通り契約を締結する。

第1条(サービスの目的および範囲)

1. 甲は乙に、甲が募集し採用する人材の紹介を依頼する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙が探索した求職者から、甲が採用する条件に適合した求職者(以下、「該当求職者」という)を甲に紹介し、甲と該当求職者との間における雇用契約の成立を有償で斡旋する。

第2条(求人の申し込み)

1. 甲は乙に、求人毎に条件を示した求人書類を発行する。
2. 乙は甲から求人書類を受領したときは、速やかに当該求人書類が職業安定法その他法令(以下、「法令等」という)に抵触するか否かを自らの責任において審査し、法令等に抵触しない場合はこれを受領するものとする。
3. 乙は甲から求人書類を受領したときは、速やかに甲に受領した旨を通知するものとする。

第3条(該当求職者の紹介)

1. 乙は甲に、甲の提出した申込書に従い、条件に適合する該当求職者を紹介する。
2. 前項に定める紹介の方法は、乙による甲への個別紹介により、甲の説明会および選考へ動員することによっておこなう。
 - ・個別紹介: 乙は甲に、該当求職者の履歴書および乙所定の書類を提出することによる

第4条(採用)

1. 甲は該当求職者を選考した結果、採用をしようとする場合は、該当求職者に採用内定通知を行い、内定承諾書を交付するものとする。
2. 乙は、甲から要請があった場合、該当求職者に速やかに内定承諾書への同意をうながし、該当求職者が内定承諾をした場合、該当求職者から内定承諾書を回収し、甲へ送付するものとする(以下、内定承諾書を提出した該当求職者を「内定者」という)。なお、内定承諾書の送付は、内定承諾書を回収した日に電子文書を送付した上で、書類を事後送付するものとする。
3. 前2項に基づき、甲と内定者の間に雇用契約の予約が成立している状況を内定という。

第5条(紹介成立の条件)

1. 内定者が甲に新卒正社員として入社したときをもって、乙による紹介が成立するものとする。
2. 内定者が内定承諾書を提出してから入社までの期間に入社を辞退した場合、乙による紹介は成立しない。

第6条(紹介料)

1. 紹介料は、各号通りとする。

該当求職者が内定承諾し、正社員として入社した場合、一人当たり20万円(消費税別)とする。
2. 紹介料の支払いは、前項の各号の該当求職者が入社した月の翌月末までに、乙が指定する銀行口座へ振り込むことにより支払うものとする。なお、振込手数料は甲が負担するものとする。

第7条(紹介料の返還)

1. 乙は、該当求職者が入社後1か月以内に退職したときは、退職した月の翌月末までに、甲が指定する銀行口座へ紹介料の100%を、入社後1か月を超え3か月以内に退職したときは紹介料の60%を振り込むことにより返金するものとする。なお、振込手数料は乙が負担するものとする。
2. 前項の返金において、該当求職者が入社後に音信不通などにより退職したとみなされた場合は、音信不通などになった時点を退職した日とみなして処理するものとする。
3. なお、甲に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不足の事態、その他での免責が相当と推察される場合には、この限りではない。

第8条(個人情報の取り扱い)

甲および乙は、個人情報の保護に関する法律および個人情報の保護に関する法律施行令ならびに個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインを順守するものとする。

第9条(秘密保持)

1. 甲および乙は、相手方から開示された機密情報を機密として保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し、または漏えいしないものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、甲および乙は、自己の役員・従業員に対し、機密情報を開示できるものとする。ただし、甲および乙は、本契約の目的遂行のために知る必要がある者のみに対して機密情報を開示することができる。
3. 甲および乙は、相手方から開示された機密情報を本契約の目的のためにのみ使用するものとし、相手方に事前に書面による承諾を得ることなく他の目的に使用してはならない。
4. 本契約における機密情報とは、本契約期間中に甲または乙が相手方から文書または口頭で開示もしくは提供された相手方に関する有形無形の営業上、財務上、組織上、その他一切の情報をいう。ただし、次の各号に該当することを、開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、機密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、または開示後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有していた情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し機密保持義務を課すことなく開示した情報
 - (6) 法律により裁判所または官公庁等から開示を要請された情報
5. 甲および乙は、本契約終了後または相手方から機密情報の返還を求められた場合には、正当な理由がない限り、遅滞なく返還しなければならない。なお、返還にかえて、相手方からの要請により、相手方の指示する方法による廃棄をするものとする。

第10条(損害賠償)

1. 甲または乙は、本契約に関して、自らの責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、通常かつ直接の範囲において当該損害を賠償するものとする。
2. 該当求職者または内定者が甲に与えた損害については、乙が該当求職者または内定者とともに損害を賠償するものとする。

第11条(契約期間)

本契約の期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、甲または乙から、契約期間満了日の3か月前までに書面による別段の意思表示が無い場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第12条(契約の解除)

甲または乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、是正しないときは、本契約の全部または一部を指定して解除することができる。

第13条(反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、相手方当事者またはその代理人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

①自らまたはその役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋などの社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者またはこれらと密接な関係を有する者(以下、反社会的勢力という)であること

②自らまたはその役員・従業員が反社会的勢力に協力もしくは関与していること、またはその経営に反社会的勢力が関与していること

③その相手方当事者に対し、直接または第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行っていること

④その相手方当事者に対し、直接または第三者を介して、風説を流布しまたは偽計もしくは威力を用いることにより、信用を毀損しまたは業務を妨害すること、その他これらに準ずる行為を行っていること

⑤反社会的勢力への資金提供を行うなど、その活動を助長する行為をおこなっていること

2. 甲および乙は、相手方当事者またはその代理人が、前項各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、何らの催告をすることなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができる。

3. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また、解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。

4. 甲または乙に第1項各号の事由がある場合、かかる甲または乙は相手方当事者に対して本契約にて負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに相手方当事者に弁済しなければならない。

第14条(準拠法)

本契約の有効性、解釈および履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第15条(紛争の解決)

本契約からまたは本契約に関連して紛争が生じた場合には、両当事者は、かかる紛争等を友好的に解決するよう合理的な努力をするものとする。両当事者によって、紛争等が有効的に解決できない場合、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 大阪府中央区南船場3-7-27 NLC心齋橋ビル5F

アッシュワールド株式会社

代表取締役 高梨 俊吾